

# 振動レベル(dB)の測定 ～「規制」守られていますか？～

「うちは大丈夫！」と思っても実際の振動レベルは測ってみないと分かりません。  
「振動見える化」しませんか？

## 振動の目安と振動規制法(特定工場・事業場) 規制基準値

振動の目安※	震度	振動の大きさ(dB)
屋内大半の人が揺れを感じる	2	65~75
屋内50%の人が僅かに揺れを感じる	1	65
屋内10%の人が僅かに揺れを感じる	1	55
人が揺れを感じない	0	55以下

※は、あくまで目安。その場の状況や条件により異なる。

振動規制法の規制基準は55~70dBで設定され  
時間の区分、区域の区分ごとに定められている  
時間：昼間、夜間  
区域：第1種、第2種

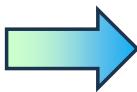


「特定工場・事業場規制基準」とは、  
「特定工場等で発生する振動の特定  
工場等の敷地境界線における大きさの  
許容限度」です。

振動(工場・事業場)苦情は736件(令和5年度環境庁)

振動規制法の指定地域内の特定工場等の苦情は69件(令和5年度環境庁)

- ・近隣地域と共生するため
- ・従業員を守るため
- ・企業やクライアントを守るため



振動レベルを測定して  
「振動見える化」しませんか？

工場・事業場の運営は地域住民の理解が必要不可欠=規制遵守することです

## 東レテクノの振動レベル測定フロー

- ▶ お問い合わせ
- ▶ 事前ヒアリング(対象物・稼働状況・基準・課題確認)
- ▶ お見積もり
- ▶ 測定計画の作成(時間・地点・方法)
- ▶ 現地測定
- ▶ データ解析・法令基準における評価(基準超過の有無の判定)
- ▶ 振動レベル計量証明書提出
- ▶ 報告書提出(測定結果一覧表・グラフ、現地写真・測定条件一覧)

